

THE ROTARY CLUB OF CHOSHI

銚子ロータリークラブ会報

国際ロータリー 第2790地区

創立 昭和32年3月23日

RI承認 昭和32年4月15日

会長 宮内 秀章

副会長 田中 英子

幹事 寺内 忠正

会計 常世田 祐一

2019-2020年度 RI会長テーマ

ロータリーは世界をつなぐ

ROTARY CONNECTS THE WORLD

RI会長 マーク・ダニエル・マローニー



例会日時 毎週水曜 12:30～

例会場 銚子商工会館5階大会議室

事務所 銚子市三軒町19-4

銚子商工会館4階

電話 0479-23-0750

ファクス 0479-25-8789

E-mail rotary@choshinet.or.jp

URL <http://www.tcs-net.ne.jp/~crc/>

第3067号(2019年11月27日発行)

今週のプログラム

「新入会員卓話」

多部田 恵子会員

前回例会報告(11月20日)

点鐘: 宮内 秀章会長

ロータリーソング: それでこそロータリー

四つのテスト唱和

ビジターなし

会長挨拶

皆さん、こんにちは。我々、会社をはじめとする組織の責任ある立場としては、組織の規律を保つため、また更なる組織の発展の為にも、時代の流れに順応していかなければなりません。そのためには規則の変更や追加、削除が必要になることかと思えます。

我々ロータリークラブに於いても定款という基本的な規則、そしてより細かな規則として細則があります。さて、ロータリーでは国際ロータリーの立法機関として規定審議会があります。こちらは3年に1度開催され、丁度今年の4月に行われました。この会議において標準となる定款をはじめ細則が改正されます。そして、変更があれば我々のロータリアンとしての活動にも影響が出てきます。

今年の規定審議会では117件の提案があり、47件が採択され、世界での立法案の提出件数は日本が25件と最多でありました。

その中で、我々会員の身近な今回の改定の一つとして、欠席のメイクアップの規定があります。こちら従来は例会日の前後14日でしたが、

同年度以内に変更しました。その他、職業分類の廃止、会員身分に関する規定等があります。このことにより公職に就かれています方も入会できるようになり、会員増強にも繋がるということです。また、会員の人頭分担金が今後3年間に毎年50セントずつ増額されていきます。

また、驚いたのは申請があればローターアクトも国際ロータリー加盟クラブとして扱うということでした。まだその他変更箇所はございますが、和訳の問題で正式な内容で記載されるのは次年度クラブ計画書からになります。尚、お急ぎの方は事務局にも資料がございますのでご確認下さい。

そして、既に皆さんにはご案内が届いているかと思いますが、当クラブに於きましてもクラブ細則の改正を検討している箇所がございます。細則は、定款に沿って分かりやすく、そして規律の中でクラブ活動がしやすくてはならないと考えます。こちらについては12月4日に皆さんにお諮りしたいと考えておりますので宜しくお願いいたします。

幹事報告

【週報拝受】 八日市場RC

1. 地区大会選挙人選出と信任状ご提出のお願い
2. ローター希望の風奨学金風の便り vol.5 NO.4 (通刊62号)
3. 2020年ホノルル国際大会のご案内資料
4. グローバル補助金にチャレンジしてみませんか…ガバナー事務所
5. 地区大会記念ゴルフ大会 記念写真拝受



第2790地区

ガバナー 諸岡 靖彦 (成田RC)

広報・会報委員会

委員長 石毛 英俊 副委員長 山崎 芳樹
委員 大岩 將道

…地区大会記念ゴルフ大会実行委員会

6. 演奏会のご案内

…モンゴル米山学友会

会員の記念日

誕生日おめでとございます。



宮内 清次会員
(11月20日)

創業記念日 猿田 正城会員(11月15日)

ニコニコBOX

◇田中 英子会員

先週は高熱を出し、今日はロータリーの地区行事出席のため、2週連続の例会欠席となってしまい、皆様にお会いできず残念です。また、地区行事が幕張で開催の為、多部田会員の歓迎会にも間に合わず出席できませんが、多部田会員のご入会を心より歓迎いたします。ロータリーを楽しみながら、多部田会員の魅力をいかに発揮していただけたらと思っております。

卓話

「相続法の改正について」 泉 英伸会員



最初に、卓話の機会を与えて頂きましたことありがとうございます。

今回、人にできるだけわかりやすく情報を伝えることについて、あらためて考えることができました。とにかく、資料を用意して、無駄話できるだけ控えつつ、活舌よくゆっくり話すことを心がけることにします。

また、感謝の気持ちを持って、皆様の表情(面白

くなさそうとか)を気にしすぎないことにします。

相続法の改正について話をするにあたって、六法全書の民法をあらためて眺め、民法について確認してみました。

そもそも民法とは、人と人との関係について一般的なルールを定めた私法といえます。

「私法」の対義語として憲法や刑法などの公法、「一般法」の対義語として借地借家法や失火責任法などの特別法があります。

民法の全体をあらためて確認すると、

第1編 総則編(～174条の2)

第1条は、基本原則で、私権は、公共の福祉に適合しなければならない。権利行使・義務の履行は、信義に従い誠実に履行しなければならない。権利の濫用はこれを許さない、とあります。これらの「一般条項」は、契約内容の解釈などで、私もよく利用しています。権利の主体である人(法人)、客体である物などの規定があつて、最後は、

取得時効、消滅時効などの規定となっています。第2編 物権編(175～398条の22)

所有権・占有権などの物に対する権利、近所との相隣関係(例えば、隣の竹木から越境した根は自分で切れるが枝は切除をもとめることができるだけ)、質権や抵当権などの担保物権、最後398条の2～同22の根抵当権まで。

第3編 債権編(399～724) 債権とはある人に対して一定の行為を要求できる権利、債務とは一定の行為をしなければならない義務、そして、複数当事者の権利関係として、不可分債務、連帯債務、保証債務など、さらに債権の譲渡があつて、あとは、売買契約や賃貸借契約などの各種契約に関する規定、最後の方に不法行為(不貞行為慰謝料も不法行為によって発生する損害の一種です)に関する規定があります。

第4編 親族編(725～881)は、婚姻・離婚・養子縁組、後見など家族に関する規定が並びます。

そして、今回のテーマである。第5編 相続編(882～1044)です。

なお、今回、民法の構造を再確認するにあたって用いた、C-BOOKという書籍は、司法試験予備校で働いていた時、約20年位前に出版されたもので、私が、民法の編集責任者として深く関わったものです。ちなみにCは、civil law(民法)、criminal law(刑法)、constitution(憲法)、commercial law(商法)、code of civil procedure(民事訴訟法)、code of criminal procedure(刑事訴訟法)の頭文字という意味があります。

ようやく本題である相続法の改正についてですが、相続とは、ある人が死亡した場合、その人の財産を、特定の人が引き継ぐというもので、ほとんどの人が何度か相続人として関わることで

す。相続法は、家督相続であった戦前から、戦後に何度か（昭和22年、昭和37年、昭和55年）大きな改正がありました。前回の昭和55年改正について確認すると、

①配偶者の法定相続分の引上げ（子と一緒にの場合、1/3→1/2、親と一緒にの場合、1/2→2/3、兄弟と一緒にの場合、2/3→3/4）、②寄与分制度の新設、③兄弟姉妹の代襲相続の制限、④遺産分割の基準の見直し「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮」とされていたところ、相続人について考慮すべき事情の例示として「職業」のほかに「年齢」と「心身の状態及び生活の状況」が加えられた、⑤遺留分の見直し（子のみが相続人であるとき又は子及び配偶者が相続人であるときの遺留分1/2、その他の場合の遺留分1/3→原則1/2、親のみが相続人であるとき1/3）

今回は、約40年ぶりの平成30年8月に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立しました。

法務省のパンフレットを参考に相続に関するルールの変更を簡単に説明します。まだ一部が施行されたばかりで、周知はこれからなので、簡単な説明にします。

(1) 配偶者居住権の新設（2020年4月1日施行）

遺産分割又は遺贈により、配偶者に被相続人が所有していた建物に無償で居住することができる権利を取得させることができ、これにより配偶者の預貯金の分配が増えます。

なお、配偶者短期居住権という制度も創設されました。

(2) 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置（2019年7月1日施行）

居住用不動産を遺産分割の対象外とすることで、配偶者の取り分が増えます。

(3) 預貯金の払戻制度の創設（2019年7月1日施行）

各銀行預貯金額 × 1/3 × 法定相続分

(4) 自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日施行）

財産目録は自筆でなくても添付できます。ただ、目録への署名・押印は必要です。

(5) 法務局における自筆証書遺言の保管制度の

創設（2020年7月10日施行）

(6) 遺留分制度の見直し（2019年7月1日施行）

(7) 特別の寄与の制度の創設（2019年7月1日施行）

相続人以外の被相続人の親族（亡き長男の嫁等）が無償で被相続人の療養看護等を行った場合、相続人に対して金銭の請求をすることができます。

以上、ご清聴ありがとうございました。

表彰

ポールハリス・フェロー



櫻井公恵会員

【出席報告】

会員総数40名 出席計算36名

出席24名 欠席12名

出席率66.67%

欠席者：淵岡君・木曾君・永澤君・大岩君
佐藤君・島田君・高瀬君・田中君
常世田君・鈴木君・富永君
高橋宏明君

【M U】

11/20 地区女性交流会 田中君

11/21 成田空港南RC 金島君

【ニコニコ】

ニコニコBOX	¥ 7,000	計	¥ 298,000
スモールコイン	¥ 2,250	計	¥ 20,970
米山BOX	¥ —	計	¥ 21,950
希望の風	¥ —	計	¥ 120,000

次週（12月4日）のプログラム

第63回年次総会

「日本刀 面白話」 宮内 龍雄会員

お弁当：大新（幕の内）

多部田恵子会員 歓迎会

11月20日(水)18時30分～「天金」



宮内会長挨拶



乾杯:松本パスト会長



多部田新会員挨拶

